



こまえ

第 82 号

しろばら

平成30年3月1日 発行
 狛江市明るい選挙推進協議会
 狛江市選挙管理委員会
 東京都狛江市和泉本町1-1-5
 電話 03-3430-1343
 永久選挙人名簿登録者数
 69, 479人

投票支援

知的障がい者の
 支援について

狛江市手をつなぐ親の会
 会長 森井 道子

狛江市では、平成25年から成年被後見人の選挙権回復と共に全国初の試みとして、当事者団体より早く、行政主導による体験投票を開始し、以後行政と当事者団体・事業所連絡会と協働して、それぞれの立場で出来ること出来ないことを整理しながら様々な取り組みをしてきました。親の会は28年12月に実際の投票の場面を再現したDVDを狛江市の協力を得て作成しました。そこには「どんなに重度の人でも意思のない人はいない」という狛江市の投票支援におけるスタンスが貫かれており、投票支援の集大成となりました。実はDVDの「台本」は

平成25年、平林福祉保健部長（当時）から当事者・家族に向けて発信されたお手紙なのです。実際の投票に際して困らないよう投票所の入口から出口まで、手順や注意を解説されたものでした。

投票支援は公職選挙法の制約があり、法的根拠を知らないうままでは「投票無効」につながる危険があります。DVDは支援する人も支援を受ける人も、双方が正しく投票の流れを学習できるように①当事者が「目で見て投票の流れがわかる」②支援者・行政側が「投票の際の注意点と工夫、支援の所作がわかる」を意図して作成。DVDの流れに沿った副読本も作成しました。

投票支援の活動は、当事者の社会参加だけでなく「障がい者理解」につながることも分かりました。けれども、まだ知的障がい者が意思決定を行うには多くの壁があります。それは家族や支援者の考え方に左右されがちというこ

とです。例えば「選挙の意味も知らないのに…」などがあります。その壁を乗り越えていくためには、障がいがあってもなくても、子どもの時から当たり前前に主権者教育が教育として取り組まれることだと思います。

狛江市では29年10月より総合的な主権者教育計画策定委員会を立ち上げ、今まで分散してきた活動を教育・福祉の枠を超えて全庁的に取り組むことに。その中に当事者団体、事業所連絡会も入り文字通り総合的に取り組むことになりました。当事者と教育と行政が寄りそって作り上げる根底に、「国民として当たり前前の行為」という意識が醸成され、更にそこに障がい理解が育まれることを切に願うものです。



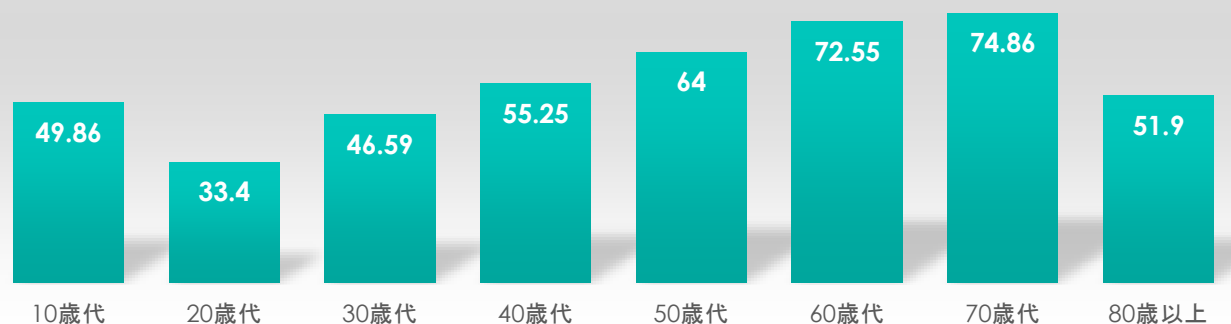
平成29年7月2日執行
都議会議員選挙
年代別投票率（%）



当日有権者数及び投票状況の前回比較（都議会議員選挙）

		当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）
H25. 6. 23	男	30,863	13,321	43.16
	女	32,813	13,887	42.32
	計	63,676	27,208	42.73
H29. 7. 30	男	32,660	17,945	54.94
	女	35,292	19,309	54.74
	計	67,952	37,254	54.82

平成29年10月22日執行
衆議院議員選挙
（小選挙区）
年代別投票率（%）



当日有権者数及び投票状況の前回比較（衆議院議員選挙小選挙区）

		当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）
H26. 12. 14	男	31,800	18,318	57.60
	女	34,033	19,067	56.03
	計	65,833	37,385	56.79
H29. 10. 22	男	33,293	18,941	56.89
	女	35,940	20,143	56.05
	計	69,233	39,084	56.45

▼第1部 講演
 「公職選挙法の一部改正後における
 衆議院議員選挙について」
 講師 狛江市選挙管理委員会事務局
 事務局長 井上 和信 氏

▼第2部 昼食懇談会
 推進委員及び事務局の総勢22名の
 参加があり、和気藹々とした雰囲気
 の中での講演会・昼食懇談会となり
 なりました。

狛江市明るい選挙推進協議会研修
 平成29年11月8日(水)
 於 狛江市役所4階特別会議室



{推進委員の皆さん真剣にお勉強!}

平成29年度
 東京都明るい選挙推進大会

平成29年11月1日(水)
 於 府中の森芸術劇場
 どりーむホール

▼大門会長他推進委員2名及び事務局
 1名の計4名で参加しました。

▼第1部 永年功労者表彰

20年表彰者数 20人
 10年表彰者数 41人

▼第2部 講演

演題「あらためて選挙の意義を考える」
 講師 NHK解説主幹

伊藤 雅之 氏

平成29年度
 東京都明るい選挙推進協議会連合会
 功績者表彰

今年度の定期総会において明るい選挙
 推進運動に尽力し、その功績を称え
 狛江市より2名の方が表彰されました。

受賞者

鈴木 いつ子
 三角 佳千代

平成29年度

東京都明るい選挙推進協議会連合会
 第4ブロック推進委員合同研修会

平成29年11月15日(水)
 於 稲城市中央文化センターホール

▼大門会長他6名と事務局2名の計9名で
 参加してきました。

▼演題「主権者教育と投票環境向上策」

講師 都道府県選挙管理委員会連合会
 事務局長 清水 大資 氏

▼「第48回衆議院議員選挙を振り返って」
 の内容を交え講演されました。



選挙 Q & A

Q1 狛江市での選挙時の投票所は何箇所ですか？

A1 14 箇所です

Q2 選挙の種類と任期は？

A2 Q2
①衆議院議員選挙・・・6年
②参議院議員選挙・・・4年
（3年毎に半数を改選）
③東京都知事選挙・・・4年
④東京都議会議員選挙・・・4年
⑤市区町村長選挙・・・4年
⑥市区町村議会議員選挙・・・4年

Q3 選挙期日（投票日）の公示・告示の違ひとは？

A3 ①公示（国政選挙）
②告示（地方選挙）

Q4 期日前投票はいつからできるの？
A4 公示・告示の翌日から投票日の前日まで



◎平成29年7月2日執行
東京都議会議員選挙
◎平成29年10月22日執行
衆議院議員選挙及び
最高裁判所裁判官国民審査
の2つの選挙において市内4か所で街頭
啓発を行いました

- 和泉多摩川駅前
- 狛江駅前
- 喜多見駅前
- スーパーいなげや前

A5 Q5 選挙権と被選挙権のちがいは？
みんなの代表を選ぶ権利が選挙権
で、選挙に立候補して資格が被選挙権
と選ばれる資格が被選挙権
です

A6 Q6 「在外選挙」とはどんな選挙？
仕事や留学などで日本国外に転出
している人が、この制度により外国
政選挙に投票できる制度がある
選挙制度で「この制度による外国
選挙」に投票する
票を「在外投票」といいます
一時帰国して投票する場合は、投票
所が指定されている場合があります
前投票所が指定されなかった投票
票は有効です

平成 29 年 11 月 12 日（日）
「第41回 狛江市民まつり」
パレード参加



選挙啓発の一環として「狛江市民まつり」のパレードに推進委員の皆様と選挙管理委員の方々と事務局で参加しました。当日は晴天に恵まれ、暖かな日差しを浴びて市民グラウンドから第一小学校会場の「ふるさと広場」まで楽しく行進することができました。